8　第一種船及び第二種船には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、次の各号のいずれにも適合する火災探知装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

一　複合探知器（煙の濃度及び空気温度に感応する探知器）を配置したもの又は煙探知器及び熱探知器を配置したもの

二　位置識別機能付火災探知装置であるもの（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）

三　煙の濃度又は空気温度のいずれに感応したものであるかを識別できるもの（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）

（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置）

第六十三条の二　第三種船等のうち第一保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第一保護方式をいう。）を採用する船舶には、制御場所、貨物制御室並びに居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。

2　第三種船等のうち第二保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第二保護方式をいう。）を採用する船舶には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置を備え付け、かつ、制御場所、貨物制御室並びに居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。

3　第三種船等のうち第三保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第三保護方式をいう。）を採用する船舶には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に火災探知装置を備え付けなければならない。この場合において、制御場所、貨物制御室並びに居住区域内の通路、階段及び脱出経路には、煙探知器を配置しなければならない。

4～6　（略）

（消防設備として使用を禁止する消火剤）

第七十条　船舶には、ハロゲン化物及びペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）又はその塩を消火剤として使用する消防設備を備え付けてはならない。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第四条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第１号様式（第２条関係）	第１号様式（第２条関係）
旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE 番号　第　　号 Certificate No. ……	旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE 番号　第　　号 Certificate No. ……
（略）	（略）
旅客船の安全のための設備の記録（様式P） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P)	旅客船の安全のための設備の記録（様式P） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P)
（略）	（略）

8　第一種船及び第二種船には、車両区域内の閉囲された場所に、火災探知装置（平水区域を航行区域とするもの以外にあつては、位置識別機能付火災探知装置に限る。）を備え付けなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置）

第六十三条の二　第三種船等のうち第一保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第一保護方式をいう。）を採用する船舶には、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。

2　第三種船等のうち第二保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第二保護方式をいう。）を採用する船舶には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置を備え付け、かつ、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。

3　第三種船等のうち第三保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第三保護方式をいう。）を採用する船舶には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に火災探知装置を備え付けなければならない。この場合において、居住区域内の通路、階段及び脱出経路には、煙探知器を配置しなければならない。

4～6　（略）

（ハロゲン化物を消火剤として使用する消防設備の備付けの禁止）

第七十条　船舶には、ハロゲン化物を消火剤として使用する消防設備を備え付けてはならない。